

平成 30 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

目 次

○ 平成 30 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

○ 平成 30 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

○ 付 表

第 1	実質赤字比率	5
第 2	連結実質赤字比率	6
第 3	実質公債費比率	8
第 4	将来負担比率	9
第 5	資金不足比率	10
第 6	健全化判断比率等の対象会計	11

平成 30 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 542 号

令和元年9月13日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員 小 島 徹

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 山 田 一 功

山梨県監査委員 桜 本 広 樹

平成30年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された平成30年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成 30 年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の期間

令和元年 8 月 15 日から令和元年 9 月 12 日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 30 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成 30 年度 (%)	平成 29 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	14.8	15.2	25.0
将来負担比率	206.0	203.6	400.0

注) 実質収支及び連結実質収支は、ともに黒字（資金剰余）であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率

平成 30 年度の実質収支額は、109 億 2,340 万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成 30 年度の連結実質収支額は、280 億 5,843 万円余の資金剰余（黒字）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

平成 30 年度の実質公債費比率は 14.8%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して 0.4 ポイント低下（改善）している。

これは主として、県債等残高の計画的な削減により臨時財政対策債を除く元利償還金が減少したことなどによるものである。

実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる 18%を下回っているものの、県債等残高の増加は財政の硬直化を招く要因ともなることから、県債の発行に当たっては、後年度の負担について十分検討するとともに、実質的な公債費の縮減に向けて計画的に取り組むなど、財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率

平成 30 年度の将来負担比率は 206.0%で、早期健全化基準を下回っているが、前年度と比較して 2.4 ポイント上昇している。

これは主として、県債等残高などの将来負担額が前年度と比較して 158 億 115 万円余減少したものの、県債等の償還等に要する経費として交付税算定額に算入が見込まれる額や基金などの将来負担額への充当可能財源等が前年度と比較して 164 億 9,136 万円余減少したこと、及び標準財政規模が前年度と比較して 30 億 7,959 万円余減少したことによるものである。

将来負担額の大部分を県債等残高が占めていることから、将来の負担軽減に繋がるよう、有利な交付税措置のある県債の活用に取り組むとともに、県民ニーズを的確に把握し、今後の行政需要に応じた計画的な県債の発行に努められたい。

また、将来負担額のうち、主要な県出資法人に係る県負担見込額は、145 億 4,904 万円余と多額であることから、引き続き各法人の経営状況を注視し、経営改革プランに基づいた取組を着実に実行することにより、県負担見込額の更なる削減を図られたい。

平成 30 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 543 号

令和元年9月13日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員 小 島 徹

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 山 田 一 功

山梨県監査委員 桜 本 広 樹

平成 30 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 30 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業特別会計

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 15 日から令和元年 9 月 12 日まで

第 3 審査の手續

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された平成 30 年度山梨県公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められる。

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準 (%)
	平成 30 年度 (%)	平成 29 年度 (%)	
電気事業会計	—	—	20.0
温泉事業会計	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も資金剰余（黒字）であり、資金不足比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業特別会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

付 表

第1 実質赤字比率

第2 連結実質赤字比率

第3 実質公債費比率

第4 将来負担比率

第5 資金不足比率

第6 健全化判断比率等
の 対 象 会 計

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 10,923,407}{258,035,370} \times 100 = - (\Delta 4.23\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	456,453,445	450,097,643	788,980	41,951,819	1,696,984	0	40,661,841	2,579,860	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,952,105	7,373,838	0	825,858	14,645	0	708,046	2,445,810
	災害救助基金特別会計	5,676	5,676	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	230,889	91,722	0	0	0	139,167	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,265,805	3,091,882	0	0	0	0	0	2,173,923
	農業改良資金特別会計	159,225	159,225	0	0	0	0	0	0
	市町村振興資金特別会計	5,888,286	1,945,158	0	274,300	0	0	0	3,668,828
	県税証紙特別会計	1,875,046	1,845,079	0	0	0	0	0	29,967
	集中管理特別会計	101,820,421	101,795,402	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	23,486,030	23,486,030	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	136,077	36,848	0	0	0	99,229	0	0
	公債管理特別会計	130,853,755	130,853,755	0	0	0	0	0	0
合計	736,126,760	720,782,258	788,980	43,051,977	1,711,629	238,396	41,369,887	10,923,407	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	110,961,344
普通交付税額	126,932,016
臨時財政対策債発行可能額	20,142,010
合計	258,035,370

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H 28	H 29	H 30
実質収支額	11,923,106	12,174,649	10,923,407
標準財政規模	263,483,022	261,114,964	258,035,370
実質赤字比率	△ 4.52	△ 4.66	△ 4.23

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C) + (D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C) + (D)}{\text{標準財政規模 (E)}} = \frac{\Delta 28,058,433}{258,035,370} \times 100 = - (\Delta 10.87\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位: 千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費 繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)	未収入 特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)	
一般会計	456,453,445	450,097,643	788,980	41,951,819	1,696,984	0	40,661,841	2,579,860	
一般会計等に 属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,952,105	7,373,838	0	825,858	14,645	0	708,046	2,445,810
	災害救助基金特別会計	5,676	5,676	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	230,889	91,722	0	0	0	139,167	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,265,805	3,091,882	0	0	0	0	0	2,173,923
	農業改良資金特別会計	159,225	159,225	0	0	0	0	0	0
	市町村振興資金特別会計	5,888,286	1,945,158	0	274,300	0	0	0	3,668,828
	県税証紙特別会計	1,875,046	1,845,079	0	0	0	0	0	29,967
	集中管理特別会計	101,820,421	101,795,402	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	23,486,030	23,486,030	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	136,077	36,848	0	0	0	99,229	0	0
	公債管理特別会計	130,853,755	130,853,755	0	0	0	0	0	0
合計	736,126,760	720,782,258	788,980	43,051,977	1,711,629	238,396	41,369,887	10,923,407	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額 (B)

(単位: 千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)
	(1)	(2)	継続費 繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)	未収入 特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
国民健康保険特別会計	79,785,479	78,713,321	0	0	0	0	0	1,072,158

公営企業会計(法適用)企業に係る資金剰余额 (C)

(単位: 千円)

会計名	流動資産	流動資産控除額	算入地方債	流動負債	流動負債控除額	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)-(3)-(4) +(5)
電気事業会計	16,283,434	0	0	1,555,607	149,822	14,877,649
温泉事業会計	436,075	0	0	27,113	0	408,962
地域振興事業会計	57,069	0	0	49,520	0	7,549
合計	16,776,578	0	0	1,632,240	149,822	15,294,160

公営企業会計（法非適用）企業に係る資金剰余額（D）

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					資金剰余額(8)
	(1)	(2)	継続費通次繰越額 (3)	繰越明許費繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	未収入特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
流域下水道事業特別会計	6,984,478	6,016,784	0	830,645	0	0	631,659	768,708

標準財政規模（E）

（単位：千円）

区 分	金 額
標準税収入額等	110,961,344
普通交付税額	126,932,016
臨時財政対策債発行可能額	20,142,010
合 計	258,035,370

【早期健全化基準等】

（単位：％）

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

（単位：千円、％）

年 度	H 28	H 29	H 30
実質収支額等	28,719,483	30,426,430	28,058,433
標準財政規模	263,483,022	261,114,964	258,035,370
連結実質赤字比率	△ 10.89	△ 11.65	△ 10.87

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 (A)} + \text{準元利償還金 (B)}) - (\text{特定財源 (C)} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}{\text{標準財政規模 (E)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}$$

【計算結果】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{平成28年度} + \text{平成29年度} + \text{平成30年度}) \div 3}{(15.37006 + 15.00378 + 14.03527) \div 3} = 14.8\%$$

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）	(A)	81,217,748	79,363,958	75,562,021
準元利償還金	(B)	7,232,931	7,893,347	8,174,763
特定財源	(C)	3,144,828	3,339,452	3,123,475
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	52,946,221	52,638,499	51,646,011
標準財政規模	(E)	263,483,022	261,114,964	258,035,370

実質公債費比率（単年度）

$$(H28) \quad \frac{(81,217,748 + 7,232,931) - (3,144,828 + 52,946,221)}{263,483,022 - 52,946,221} \times 100 = 15.37006\%$$

$$(H29) \quad \frac{(79,363,958 + 7,893,347) - (3,339,452 + 52,638,499)}{261,114,964 - 52,638,499} \times 100 = 15.00378\%$$

$$(H30) \quad \frac{(75,562,021 + 8,174,763) - (3,123,475 + 51,646,011)}{258,035,370 - 51,646,011} \times 100 = 14.03527\%$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H 28	H 29	H 30
実質公債費比率 (3か年平均)	15.5	15.2	14.8

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,127,932,310 - 702,742,576)}{(258,035,370 - 51,646,011)} \times 100 = 206.0 \%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	977,307,101
	恩賜県有財産特別会計	11,149,580
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	316,038
	中小企業近代化資金特別会計	4,461,137
	農業改良資金特別会計	85,446
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	993,325,052
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	2,153,749
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	14,674,998
退職手当負担見込額	一 般 会 計	103,184,405
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	6,572,050
	第 三 セ ク タ ー 等	8,022,056
	小 計	14,594,106
連結実質赤字額		0
合 計		1,127,932,310

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	101,028,355
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	23,201,212
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	578,513,009
合 計	702,742,576

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標準財政規模	258,035,370
--------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	51,646,011
---------------------------	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.0
---------	-------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 28	H 29	H 30
将来負担額	1,160,633,333	1,143,733,461	1,127,932,310
充当可能財源等	734,008,553	719,233,937	702,742,576
標準財政規模	263,483,022	261,114,964	258,035,370
基準財政需要額算入公債費	52,946,221	52,638,499	51,646,011
将来負担比率	202.6	203.6	206.0

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 14,877,649}{4,460,286} \times 100 = - (\Delta 333.5\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 408,962}{122,887} \times 100 = - (\Delta 332.7\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 7,549}{340,406} \times 100 = - (\Delta 2.2\%)$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 768,708}{2,949,184} \times 100 = - (\Delta 26.0\%)$$

注) 各公営企業会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）(A)

(単位：千円)

会計名	流動負債 (歳出額)	流動負債 控除額	算入地方債	流動資産 (歳入額-翌年度に 繰り越すべき財源)	流動資産 控除額	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)+(5)
電気事業会計	1,555,607	149,822	0	16,283,434	0	△ 14,877,649
温泉事業会計	27,113	0	0	436,075	0	△ 408,962
地域振興事業会計	49,520	0	0	57,069	0	△ 7,549
流域下水道事業特別会計	6,016,784	0	0	6,785,492	0	△ 768,708

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会計名	営業収益	受託工事収益	事業の規模
	(1)	(2)	(1)-(2)
電気事業会計	4,460,286	0	4,460,286
温泉事業会計	122,887	0	122,887
地域振興事業会計	340,406	0	340,406
流域下水道事業特別会計	2,949,184	0	2,949,184

【経営健全化基準】

(単位：%)

経営健全化基準	20.0
---------	------

第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	健全化法上の区分	会計・法人等名	実質赤字率 比	連結実質赤字率 比	実質公債費率 率	将来負担率 率	資金不足率 率	
一般会計	一般会計等	○一般会計	↑	↑	↑	↑		
特別会計		【一般会計等に属する特別会計】 ○恩賜県有財産特別会計 ○災害救助基金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○農業改良資金特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○県税証紙特別会計 ○集中管理特別会計 ○商工業振興資金特別会計 ○林業・木材産業改善資金特別会計 ○公債管理特別会計					↓	
	公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】 ○国民健康保険特別会計						
	公営企業会計	【法適用企業】 ○電気事業会計 ○温泉事業会計 ○地域振興事業会計 【法非適用企業】 ○流域下水道事業特別会計		↓		↑ ↓ 公営企業会計 ごとに算定		
一部事務組合等		(本県該当なし)			↓			
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				↓		

